

第2部 公害の現況及び公害の防止に 関して講じた施策

第1章 環境行政の総合的推進

第1節 環境総合計画等の推進

第1 環境総合計画の推進

大阪府環境総合計画（STEP21）は、21世紀を見通しつつ昭和65年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画として、昭和57年12月に策定したものである。

本計画に基づき、健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指して、環境の保全と創造に係る諸施策の推進を図っているところである。

庁内においては、昭和58年8月に従前環境の保全を目的として構成された公害対策推進本部を発展的に改組し、環境の保全とよりよい環境の創造を総合かつ効果的に推進するための横断的組織として、環境対策推進本部（本部長：知事）を設置して、庁内各部局の実施する環境関連の各種施策についての総合調整など、本計画の実現に向けて、庁内をあげて取組んでいる。

また、本計画では環境の保全とともに快適環境の創造を大きな柱としており、その推進にあたっては、府民の積極的な参加は欠かすことができない。

このため、昭和58年度から、府域の快適環境づくりについて府民と行政が共に考える「快適環境府民会議」や、環境保全と快適環境創造を含めた幅広い環境問題について府民のより深い理解を得るため「環境大学講座」を開催し、環境問題への府民の積極的な参加を図っている。

この他、昭和59年度においては、住民参加による快適環境づくりに必要な要素要点を明らかにする調査研究の実施や、都市・生活型公害といった府民の身近な環境問題に対する関心を高めるために環境映画を制作するなど、本計画の推進に努めている。

第2 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法第19条に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図

ることを目的としており、内閣総理大臣が計画策定の基本方針を示し、これに基づき関係都道府県知事が策定するものである。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、各種施策の推進に努めてきた。その後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、内閣総理大臣の策定の指示に基づき昭和53年度に第2次策定を、また、昭和57年度に昭和61年度を目標とする現第3次計画を策定し(表2-1-1)、各種施策の推進に努めているところである。

昭和58年度までにおいて、地方公共団体の講じた事業の概要は、総計画事業費1兆5,278億円に対し4,410億円が実施され、事業の進捗率は29%となっている。

事業別に見ると、財政上の特別措置がある特例負担適用事業は1,106億円、特例負担非適用事業2,629億円、公害関連事業675億円となっている。

表2-1-1 大阪地域公害防止計画の概要

地 域 名	大阪地域
地 域 の 範 囲	豊能郡能勢町及び南河内郡千早赤阪村を除く府下全域
計 画 承 認 年 月 日	昭和58年3月15日
計 画 の 実 施 期 間	昭和57年度から昭和61年度までの5年間
計 画 事 業 費	(1) 地方公共団体が講ずる措置 15,278億円 (ア) 公害対策事業 8,934億円 (イ) 公害関連事業 5,381億円 (2) 事業者が講ずる措置 963億円

大阪地域公害防止計画進捗率

(単位:億円)

事 業 名	計 画 事 業 費 (A)	事業費(昭和58 年度末累計)(B)	進 捗 率 (%) (B)/(A)
公 害 対 策 事 業	特例負担適用	1,106	28
	特例負担非適用	4,952	58
	小 計	8,934	42
公 害 関 連 事 業	5,381	675	18
計	15,278	4,410	29

第2節 環境影響評価制度の推進

1 制度化

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種開発事業について、環境汚染の未然防止を図るため、当該事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価する環境影響評価の必要性が重要視され、本府においても、これまで多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、関西国際空港については、府において独自の資料をもとに学識者の意見を聴きつつ、環境影響評価案の検討を行い、昭和56年12月に「運輸省の環境影響評価案は、おおむね妥当である」として公表している。

このような経験を踏まえながら、本府における統一的な環境影響評価の制度の確立が必要であるとの認識から、昭和54年度から環境影響評価に必要な公害事象に係るデータの収集・解析、予測方法の開発及び府域の環境の将来予測を行うなど技術面の検討を進めるとともに、制度のあり方についても基本的な調査検討を進め、昭和56年9月には、大阪府公害対策審議会に対し、「環境影響評価制度のあり方について」諮問した。審議会ではその後、専門委員会（環境影響評価分科会）に付託され、11回に及ぶ審議の上、昭和58年1月31日、同審議会から答申が出された。

本府においては、この答申を踏まえて作業を進め昭和59年2月14日、大阪府環境対策推進本部会議の議を経て「大阪府環境影響評価要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、技術指針の策定を経て昭和59年4月2日から施行した。

一方、国においては、法制度化について、昭和54年4月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和56年4月に法律案が第94回国会に提出されて以降審議されたが、昭和58年11月の衆議院の解散により審議未了となったが、昭和59年8月28日に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、現在、各省庁において施行に必要な作業が進められている。

なお、地方公共団体においては、昭和59年度末現在で、本府を含む28の公共団体が条例、要綱等により、環境影響評価を制度化している。

2 要綱の内容

昭和59年4月2日に施行された本府要綱の主な内容は次のとおりである。

〈対象事業〉 要綱の対象となる事業は、次の16事業のうち一定規模以上のものとし、また、これらと同程度に環境に影響を及ぼす可能性があるものとして知事

が認めた事業も対象にすることとしている。

①道路の建設、②ダムの建設、③鉄道又は軌道の建設、④飛行場の建設、⑤発電所の建設、⑥公有水面の埋立て、⑦土地区画整理事業、⑧新住宅市街地開発事業、⑨工業団地の造成、⑩新都市基盤整備事業、⑪流通業務団地造成事業、⑫工場又は事業場の建設、⑬宅地の造成又は住宅団地の建設、⑭廃棄物処理施設の建設、⑮下水道終末処理場の建設、⑯土石又は砂利の採取

〈対象とする環境項目〉 環境影響評価の対象とする環境項目は、表2-1-2のとおりであり、環境影響評価の具体的な方法については技術指針で定めている。

表 2 - 1 - 2 環境影響評価の対象とする環境項目

区 分	項 目	
生 活 環 境	公害に係るもの	大気汚染、水質汚濁、底質汚染、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染
	日照障害、電波障害	
自 然 環 境	気象、地象、水象、動物、植物、レクリエーション、自然景観	
歴史的文化的環境	文化財、歴史的文化的景観	

〈住民参加〉 住民参加は、この要綱の基本的な要素として重視されており、住民は事業者による説明会、知事が必要に応じて開催する公聴会に出席できることとしている。

環境影響評価準備書に対する住民の意見については、対象事業に係る関係地域の住民だけでなく、環境保全上の見地から意見のある者は誰でも、知事に対して意見書を提出できるとしている。

〈環境影響評価委員会〉 環境保全上の見地から学識経験者の専門的な意見を聴くため、昭和 59 年 2 月、環境影響評価委員会を設置した。委員会は、技術指針の策定又は改定に際して意見を述べるほか、知事の求めに応じて、環境影響評価準備書について意見を述べることとしている。

また、手続きは、次の手順により行うこととしている(図 2-1-1)。

① 事業者は、あらかじめ環境影響評価実施計画書を作成し、知事に通知する(知事は必要に応じて助言や資料提供を行う)。

- ② 事業者は、これに基づき環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を知事に提出する。
- ③ 知事は、関係地域を決定するとともに準備書を公告・縦覧する。
- ④ 事業者は、関係地域の住民に対し説明会を開催し、住民からの意見書を受ける。
- ⑤ 知事は、環境保全上の見地から意見を有する者や関係市町村長の意見を聴き、必要に応じて委員会の意見を求め、公聴会も開いた上で知事の意見書を作成する。
- ⑥ 事業者は、これに基づき環境影響評価書を作成し、知事に提出する。
- ⑦ 知事は、評価書を公告・縦覧する。

3 審 査

昭和 59 年度において、要綱に基づき環境影響評価準備書の審査を行ったのは、昭和 59 年 4 月 9 日に準備書が提出され、要綱適用の第 1 号となった関西電力株式会社南港発電所計画についてである。

4 月 9 日に準備書が提出され、評価書の縦覧が終了したのは昭和 60 年 1 月 7 日で手続きは約 9 カ月を要した。この間、事業者による住民説明会の開催、住民からの意見書の提出、公聴会の開催など住民の意見を十分聴取するとともに、関係市である大阪市長、堺市長の意見さらに科学的かつ専門的な評価委員会の意見を聴くなど厳正に審査を行った。

なお、知事意見としては関西電力が実施した環境影響評価はおおむね妥当であるが、STEP 21 を推進していくうえから既設発電所における一層の対策の強化を含め、次に示すような事項について指摘を行った。

大気汚染 ・脱硝効率の向上

- ・発生源監視テレメータシステムへの排出状況の伝送
- ・大阪発電所の LNG 化と脱硝装置の改善
- ・堺港発電所の脱硝装置増設と硫黄酸化物対策等

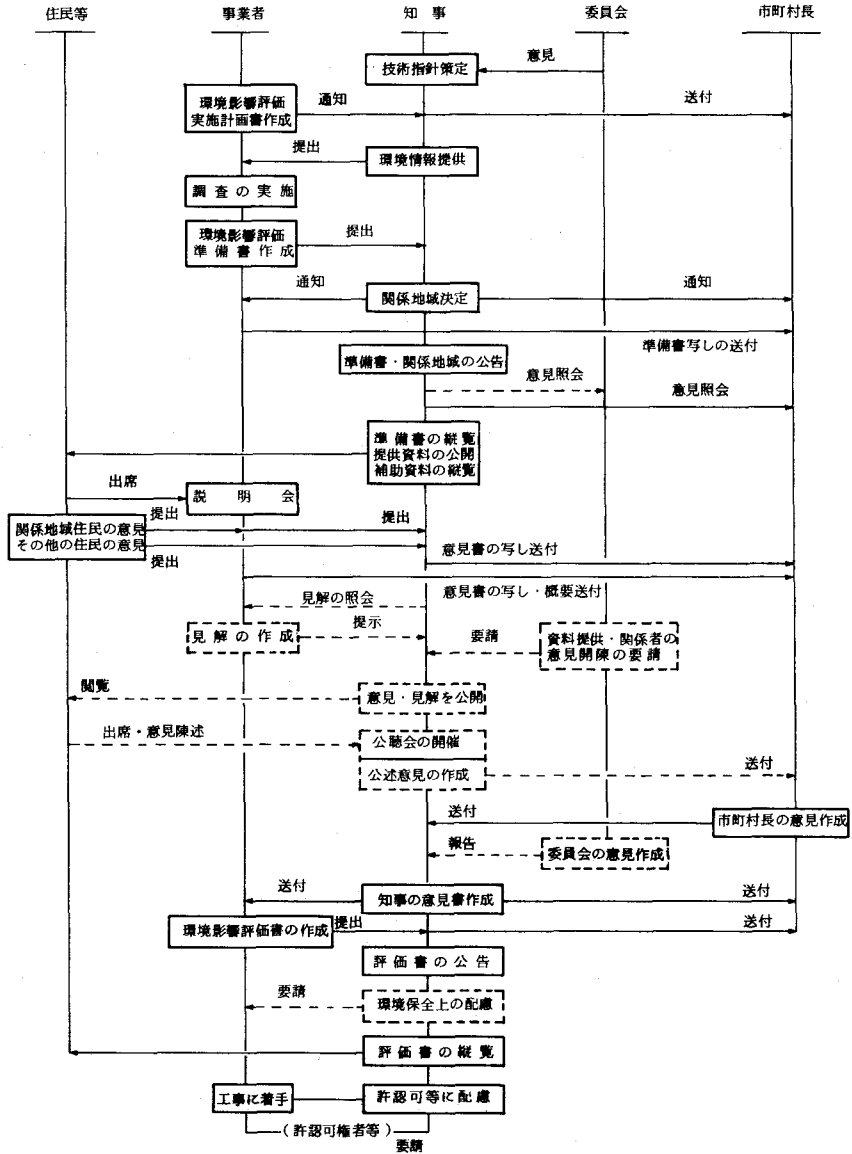
水質汚濁 ・リモートセンシングによる温排水の監視等

自然景観 ・緑化協定の締結

- ・煙突の色彩及び形状の修正

また、昭和 60 年 3 月 28 日に関西国際空港建設計画事業及び南大阪湾岸整備事業に係る環境影響評価実施計画書が、3 月 30 日には、大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る実施計画書がそれぞれ、本府に提出された。

図 2 - 1 - 1 環境影響評価要綱手続の流れ



(注) 破線部分は必要に応じ実施するもの

第3節 環境情報システム等の整備

今日の環境行政は、健康で人間性豊かな環境の実現に向けて、環境汚染の防除、快適環境の創造、環境利用の予見的総合的管理といった環境政策を推進していかなければならない。とりわけ、環境汚染の状況や自然環境の状態、汚染が人の健康に及ぼす影響といった環境情報についての的確に把握し、それぞれの地域の持つ特性を十分認識し、地域住民の理解と積極的な参加を得て環境利用の調整を図り、人間と環境とのより望ましいかかわり合いを実現していくことが重要である。

また、環境影響評価をより有効に行い、環境利用の適正な管理を図るためには、環境の現況に関する情報のみならず、環境に関連した幅広い情報を体系的に収集、整理し、現況解析や将来予測等の基礎資料として活用できるようにしなければならない。

このように、環境に関する情報は、環境管理を合理的、科学的にすすめ、環境影響評価を効果的に運用していくために極めて重要な意味をもっている。

1 環境モニタリングシステム

環境モニタリングシステムは、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況の監視・測定とともに、測定結果や自然的、社会的、経済的諸情報の収集を一元的に体系化したものである。

本システムから得られる環境の現況に関する発生源、環境質、影響の諸情報は、環境汚染や自然破壊を早期に発見し、適切な対策に結びつけるとともに、それらが発生する可能性を予測し、事前に防止する上で必要不可欠である。

なお、これらの環境情報は環境情報システムに蓄積され、現況解析や将来予測等の基礎資料として幅広く活用されるものである。

したがって、大阪府においては、現実の環境行政におけるモニタリング結果の活用、環境情報の管理及び利用のしやすさ等を考慮し、大気、水質、騒音・振動等の環境汚染事象と健康影響、自然環境及び府民意識、苦情等の対象別にその状況を把握するとともに、理化学的手法、生物学的手法、リモートセンシング、アンケート等の手法を駆使した環境モニタリングを体系的に整備している。

特に、地球観測衛星の探査によるリモートセンシングデータは、林業、水産、鉱物などの資源探査などに広く利用され、環境行政にも有効な活用が期待されている。大阪府では、リモートセンシング技術の環境分野への利用を図るため、画像処理装置を導入して、府域の土地利用状況を把握するとともに、広域的な大気汚染拡散シ

ミュレーションや幹線道路周辺の環境騒音の把握のために、このリモートセンシングデータを活用している。

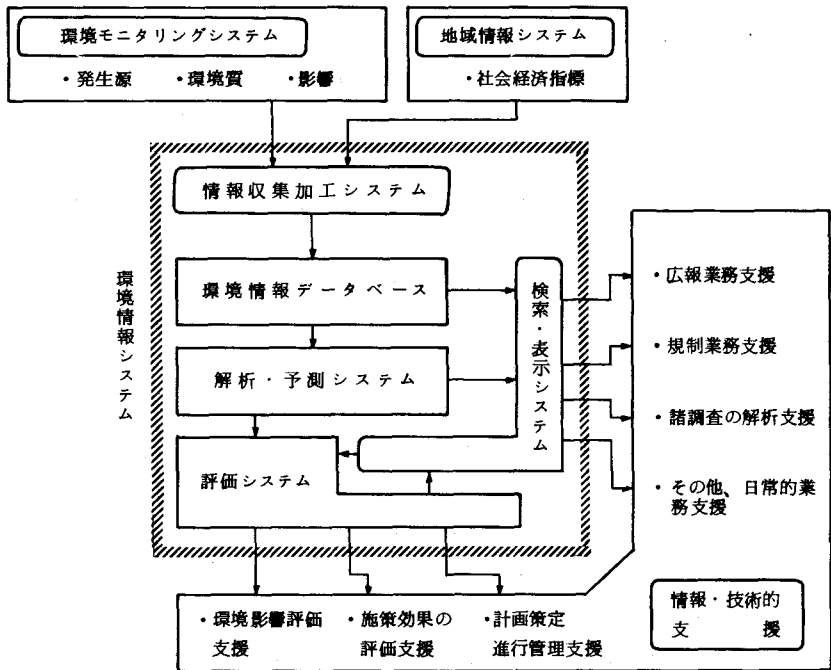
また、多分野にわたるリモートセンシングデータの有効な活用を図るため、学識経験者の参画も得て、関係部局からなる研究会を開催した。

さらに、昨年度に引き続き、科学技術庁からの委託研究として、建設省国土地理院と共同で、これらのデータに基づいて、府域の土地利用状況を経年的、広域的に把握し、自然環境の保全、都市環境の評価等を行う手法の開発検討を行った。

2 環境情報システム

環境情報システムは、環境モニタリングシステムなどにより集められた情報を体系化して解析したり、将来の状況について予測したり、その情報を用いて環境を総合的に評価するシステムであり、その概念は図2-1-2のとおりである。

図2-1-2 環境情報システムの概念図



環境情報システムは、効果的な政策決定を行う上で不可欠な環境の現況に関する正しい認識と問題点の把握、施策の策定に必要な将来予測及び判断材料の提供を可能とする。

このため、大阪府においては、公害監視センターに設置した電子計算機を核として、環境情報の処理等を行ってきたが、より効率的に情報・技術的支援を行うために、以下の事項に重点を置いて、「環境情報システム」の整備を図る必要がある。

- (1) 地域環境及び環境関連情報を体系的に収集する環境情報データベース機能の拡充整備
- (2) 地域環境の現況や将来予測に関する統計解析、シミュレーション等を可能にする解析・予測機能の拡充整備
- (3) 地域環境の総合的評価、代替案評価、環境関連施策の選択評価などを支援する評価システムの開発整備

昭和59年度においては、環境情報システムとしての整備を図るため、以下の業務を行った。

- (1) 府及び市町村で得られた測定データについては、観測システムを用いて、年報、月報の作成等、各種応用解析を行った。
- (2) 工場・事業場データベースシステムについては、法及び府公害防止条例に基づく府下工場、事業場に関する届出内容等の登録を引き続き行い、発生源規制業務、各種計画策定の支援を行った。
- (3) 各種計画策定や、環境影響評価などに必要な地域情報の整備を図り、メッシュデータ表示システムの運用を行った。
- (4) 鉄道や道路、行政区界など、地図情報データを作成し、環境影響評価などに応用できるように整備を行った。
- (5) 騒音解析予測システムの充実を図るため、環境騒音の狭域における伝搬予測手法を開発した。
- (6) 大気汚染予測システムの充実を図り、アセスメント審査のための基礎資料の整備を行った。

第4節 土地利用の適正化

環境問題の抜本的な解決を図っていくためには、環境保全の各種施策を一層推進するとともに、土地利用の観点から環境の改善を着実に推進していくことが基本となる。

土地利用に当たっては、環境の保全に十分留意することが長期的にみて地域社会の活力を導き出すものであるとの強い認識に立ち、法制度の活用を図るほか、多角的な適正化を推進して行かなければならない。

1 大阪府国土利用計画の策定

本府においては、国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的とした、国土利用計画法（昭和49年法律第98号）第7条に基づき、大阪府国土利用計画を昭和58年3月17日決定した。

本計画は、土地資源の有限性を踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ府域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた均衡ある発展を図ることを基本理念として、①土地利用の基本構想、②土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（表

表2-1-3 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	昭和55年 (ha)	昭和65年 (ha)	構 成 比		65年/55年 (%)
			55年(%)	65年(%)	
農 用 地	21,900	17,580	11.7	9.4	80
農 地	21,890	17,570	11.7	9.4	80
採草放牧地	10	10	0	0	100
森 林	58,830	57,100	31.6	30.4	97
原 野	160	150	0.1	0.1	94
水面・河川・水路	8,160	8,480	4.4	4.5	104
道 路	13,860	15,100	7.2	8.0	113
宅 地	46,150	52,060	24.7	27.8	113
住 宅 地	33,240	38,190	17.8	20.4	115
工場用地	7,840	8,230	4.2	4.4	105
事務所・店舗等の宅地	5,070	5,640	2.7	3.0	111
そ の 他	37,860	37,130	20.3	19.8	98
合 計	186,420	187,600	100.0	100.0	101
市 街 地	80,570	92,800	43.2	49.2	115

2-1-3)及びその地域別の概要、③②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要を定めている。

2 工場の適正配置及び集団化の促進

産業公害の抜本的解決のためには、工場立地の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との無秩序な混在は、騒音・振動をはじめ各種の公害事象を深刻化させることとなり、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

本府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和59年度においては、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による忠岡町における中小企業団地造成事業を促進した(詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の促進」参照)。

3 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするものである。

事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市協の浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に着工した。

昭和59年度においては、80億3,974万円の事業費で、埋立工事、護岸工事及び橋梁工事等を実施した。

第5節 快適環境の創造

第1 快適環境づくりの推進

大阪府では第1節で述べたように、昭和57年12月に、健康で人間性豊かな環境を達成するための基本計画として、「大阪府環境総合計画（STEP 21）」を策定したが、同計画では、環境の保全とともに、快適な環境の創造をその目標としている。これは、近年、生活水準の向上、定住化傾向の高まりなどにより、環境汚染の防除はもちろんのこと、加えて豊かな緑、清らかな水辺、美しい街並みなど、ゆとりとうるおいのある快適な環境の創造が求められており、同計画に基づいて、地域の特性を生かしながら、快適な環境、人間性豊かな環境の創造を推進していく必要がある。

1 快適環境とは

快適環境とは、「我々を取り巻く様々な環境あるいは生活の場と、それを利用し、生活している様（生活規範、生活ルール・ライフスタイルといった生活行動様式）が、その生活者あるいは来訪者にとって心象風景として（トータルな印象として）好ましく感じられる状況・状態にあること」と定義づけられる。

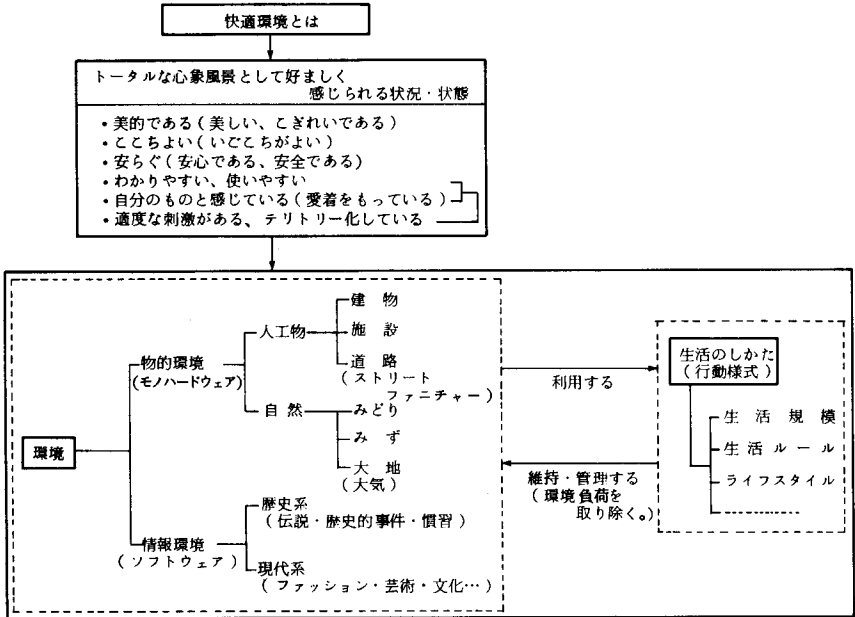
我々を取り巻く様々な環境あるいは生活の場は、物的環境と情報環境に分けられるが、物的な環境はさらに自然的なものとして、緑、水、大気や土といったもの、人工的なものとして建物や施設、道具といったものに分けられる。これらが組み合わさってひとつの環境や風景、場所をつくり出している。一方、物的なものとは別に我々の生活の場には、過去の体験や史実、歴史あるいは現代的なファッションなどが情報として社会的に受け継がれ、それらが物的な環境と関連しながら取り巻いている。いわゆる情報環境である。物的環境、情報環境の地理的差異、歴史的差異が、我々の生活の場の個性を生み出している。

このような我々を取り巻く環境や生活の場は、その使われ方、逆にいえば維持管理のされ方により様々な状況・状態下に置かれる。そのような使われ方あるいは維持管理のされ方は、一定の地域の人々の生活規範、生活ルールあるいは生活行動様式としてとらえられるものである。

「環境の質」とはそういった環境と生活行動様式の相互関係の中で決定されるものであり、その状況が好ましいか好ましくなく感じられるかが快適性につながるものであると考えられる。

以上のことを図に示せば、図2-1-3のようになる。

図2-1-3 快適環境の構造



2 快適環境づくりの進め方と課題

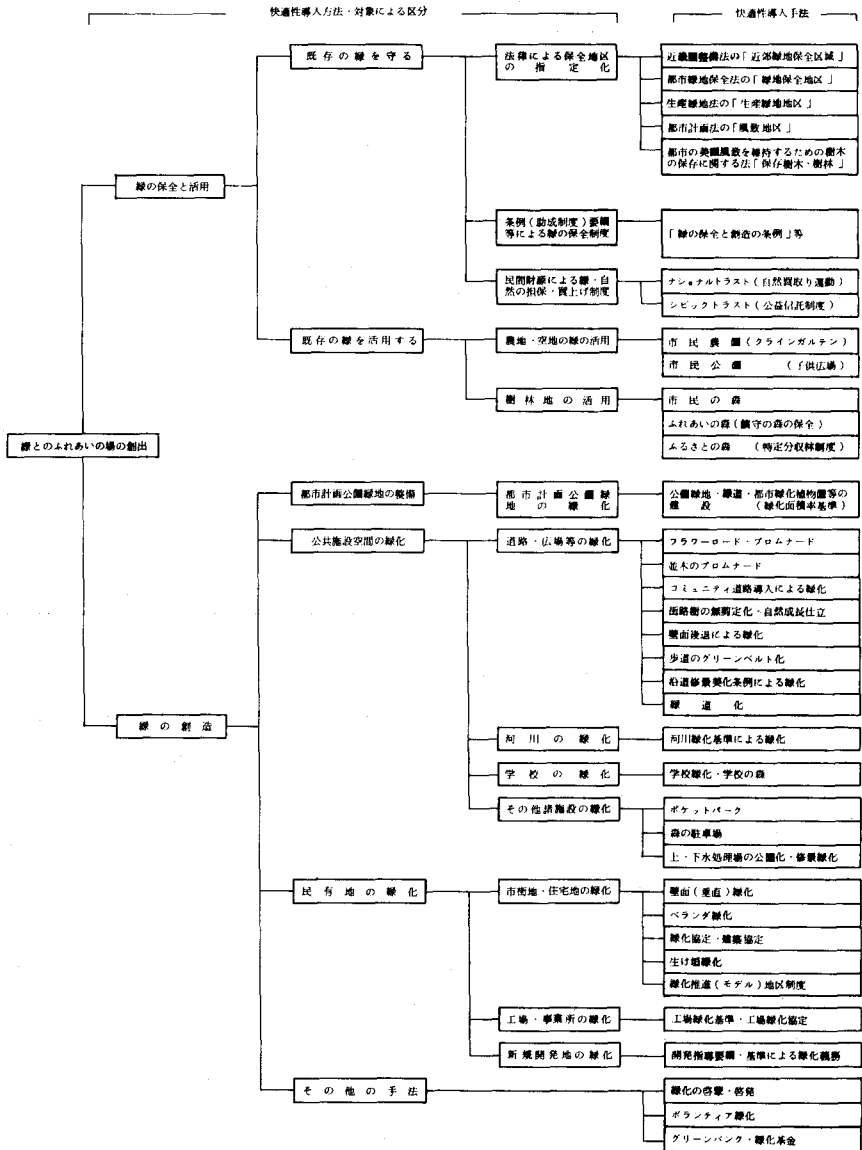
快適な環境づくりの基本的な方向として、大阪府環境総合計画では、①自然とのふれあいの場を求めて、②歴史的文化的雰囲気の中で、③魅力ある都市空間を目指しての3方向について要約するとともに、環境を構成する素材・要素に着目して、「緑とのふれあいを高める」、「水とのふれあいを高める」、「歴史的文化的な雰囲気をつくる」、「美しく・くつろげる都市空間を生み出す」の4つについて体系化の方向性が打ち出されている。

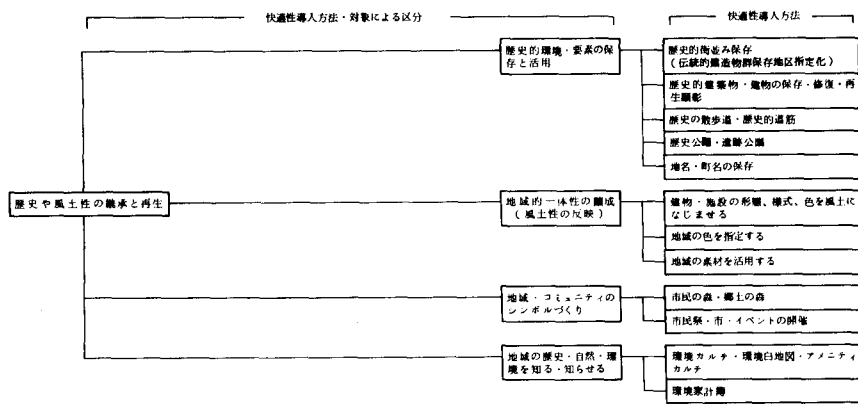
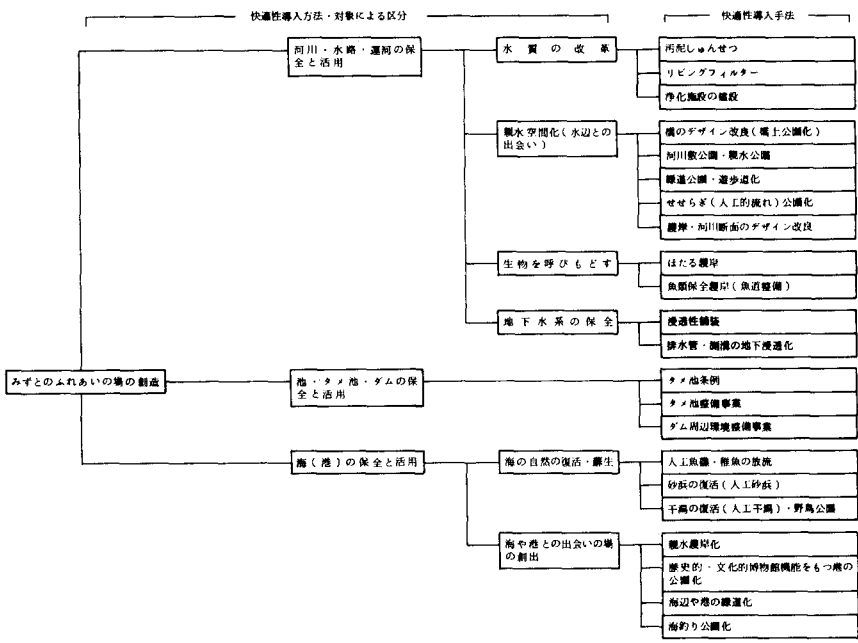
本府では、快適な環境づくりを進めるに当たって、昭和58年度、委託調査により全国の事例を収集整理し、「快適環境創造手法調査(快適環境創造手法調査I)」として明らかにした。

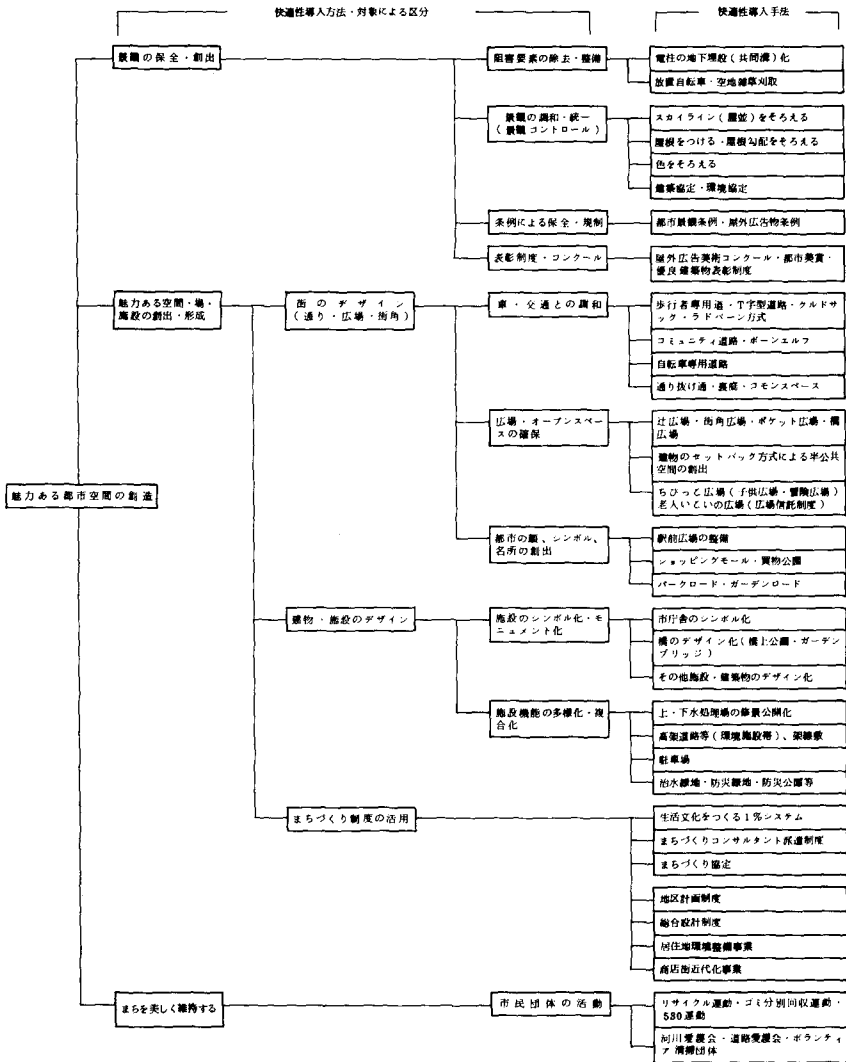
その中で、大阪府環境総合計画に示されている要素、方向に従って、関連する快適性導入手法の体系図を以下図2-1-4に示す。

ここに分類、整理された手法は、快適環境づくりを行う際のひとつの手法、あるいはアイデア、制度、方法論といったものである。このひとつの手法を導入すれば、即、快適環境づくりが完成するというものではなく、これらの手法の組み合わせに

図2-1-4 快適環境づくりの施策体系と快適性導入手法







よって、トータルな快適環境づくりが可能になるものと考えられる。したがって、これらの手法のどれとどれを採用するかは、その地域性や快適環境づくりの主体等の個性によって異なってくるものである。また、今後も様々な地域や状況において、新たな手法として生み出されてくる可能性があると考えられるが、府域の快適環境づくりに当たっては、正確な地域の実状把握のもとに、住民の求める快適環境像の達成に向けて適切な手法を導入していかなければならない。

3 住民参加による快適環境づくり

地域の特性を踏まえ、街づくりの中に生かしていくには、行政サイドの取り組みだけでなく、地域住民の積極的な参加、協力や主体的な取り組みが重要となる。これは、緑、水辺、歴史的文化的環境、都市景観といった快適環境づくりの素材は、多くの場合民有空間に存在しており、また、快適な環境を良好な状態で維持、管理していくためには、地域住民の環境の使い方、マナーなどの生活ぶりなどが大きな要素となる。そのため、昭和 59 年度においては、「住民参加による快適環境創造手法調査（快適環境創造調査Ⅱ）」を実施し、住民参加活動の事例研究を行うとともに、快適環境づくりの住民参加の態様とキーポイント等について調査した。その中でも述べているように、快適な環境づくりに、地域の人々がいかに目覚めるか、目覚めた人々がいかに結集するか、また、地域に存在する多様な価値観や経験・能力を持つ人々が、地域の環境づくりに様々な形でボランティアに参加しうる気運ときっかけをつくることなどが重要となってくる。しかし、それは何もあらたまった組織や制度である必要はなく、例えば、街の緑化なら、各戸で生垣づくりに参加するとか、近くの公園や河川の清掃に参加するというような身近かなことから始めればよいのである。「まちづくりは行政と住民の終わりのない共同の実践活動である」といわれる。快適環境づくりもまたそうである。今後、府下各市町村で、府民による快適環境づくりが一層実践され、地域性や個性に基づいた府民文化として定着していくことが求められている。

第2 高まる快適環境づくりの動き

府域において、様々な形で取り組まれている快適環境づくりについて、その一端を以下に紹介する。

1 自然とのふれあいの場を求めて

(1) 緑とのふれあいの場の創造

緑は、大気浄化、水源かん養、災害防止等の機能に加え、景観の形成、人と自然とのふれあいなどにおいても欠かせないものである。府域の緑は、全域の平均緑被

率については35.3%であるが、その大部分が周辺山地に偏在しているため、市街地の緑被率については5.2%と極めて低い水準にある。このようなことから、急激な都市化の過程で失われた緑を回復し、緑を求める府民の身近かなところに緑とふれあえる場を創造し、緑豊かな大阪の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

府においては、「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年3月30日、府条例第2号）に基づき、「自然環境の保全と回復に関する基本方針」（昭和49年9月）及び「緑化推進構想」（昭和52年2月）を定め、自然環境の保全と各種の緑化施策を実施している。また、昭和59年7月には、「大阪府緑のマスタープラン」を策定し、府域全体の広域的観点に立って〈緑とオープンスペース〉の確保目標量、緑地の配置基本計画を定めるとともに、府下各都市計画区域毎の緑のマスタープラン策定に当たった指針とした。このマスタープランと基本施策とを併せて、府域の総合的な緑化の推進と緑の整備・保全に係る諸施策を総合的かつ効果的に展開することとしている。

府においては、昭和61年5月、「都市の未来を緑に託して」をテーマに、第37回全国植樹祭を堺市の大仙公園で開催する予定である。これは、人々に緑の大切さを訴えるとともに、21世紀に向かって大阪が内外にひらかれた緑豊かな国際都市に発展していくための契機とするため、昭和59年度から植樹祭準備室を設けて、開催に向け鋭意準備を進めている。

また、都市住民に憩いとうるおいをあたえる都市内緑化を推進するためには、都市の大部分を占める民有地の緑化が重要である。このため、府民の緑化意識の高揚と啓発をはかるための拠点として、都市緑化植物園を服部緑地内に開設し、大泉緑地内にある花と緑の相談所と併せて、緑に関する展示会、講習会等を実施している。また、住民が協同して実施する地域の緑化に対しては、緑化樹の無償配布を行い、昭和59年度においては23万本を配布した。

府有地の緑化については、府道の緑化、府立学校の緑化、府営住宅の緑化を推進するとともに、施設の緑化のモデル事業として、昭和57年度から59年度において、府立母子保健総合医療センターの緑化を実施した。また、公共施設の緑化事業については、国土緑化推進運動の一環として発売される「緑化宝くじ」の収益金を財源とし、市町村が設置・管理する学校、社会福祉施設等の緑化に対し、事業費を補助する特定緑化事業を昭和59年度においては、30市町の66事業に対し実施した。

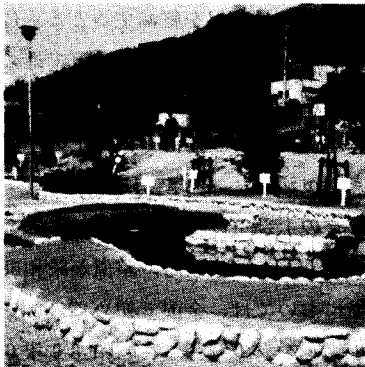
水路の改修跡地などを利用し、災害時の避難路、通学路、連絡道を整備するにあ

たり、安全でくつろげる道として市民に親しまれる緑道の整備が、寝屋川市、大東市などで進められている。また、吹田市においては、緑の分布のかたよりを是正するとともに、緑被率15%の達成を目指して5つの緑道幹線を軸とした「緑のネットワーク化」を昭和57年度から進めている。

市民の出生、結婚、金婚、銀婚などを記念して、各家庭や公園などに植樹する、市民参加による植樹が、豊中市、摂津市、寝



臨浜・石才線特定緑化事業（貝塚市）



万葉植物公園（八尾市）



保存樹の維持管理（加茂神社）（寝屋川市）

屋川市、大阪市などで実施されている。

また、府民参加による緑化事業と国際森林年（1985年）の記念事業の一環及び、森林浴やレクリエーションの場の創造と分収造林の推進策として、杉、桧等の苗木を毎年5haずつ7カ年計画で植栽し、70年後に分収するという府民参加の森づくり事業を府及び熊取町では同町域で開始した。

八尾市では、地域の特色を生かした緑化事業として史跡の道、ハイキングコースの近くに、地域住民の協力を得て万葉集にうたわれた植物（万葉植物）のみで植栽し、万葉歌の案内板も設置したユニークな万葉植物公園を整備している。

(2) 水とのふれあいの場の創造

水や水辺を治水や利水の面のみでとらえるのではなく、景観の形成・維持や人間

と自然とのふれあいの場を形成する重要な要素として位置づけ、その活用を図ることが求められている。

大阪は、「八百八橋」に代表されるように、水をうまく景観や生活の中にとり入れた実績を有している。この大阪の伝統を生かしながら、身近かに水辺と親しめる場を創造、拡大していくため、積極的に取り組んでいく必要がある。

また、水辺と親しめる美しい環境の維持には、住民の主体的な取り組みが欠かせない。

泉大津市、忠岡町を流れる大津川では、地域住民による河川敷、堤防の清掃が行われているが、昭和60年6月2日には環境美化行動の日として、地域の住民を中心に1,600名余の参加を得て、川原と河川敷広場の一斉清掃が行われた。

河川の保全と水辺における憩いの場、また、災害時の避難場所の確保を目的として河川敷の環境と機能を充実するため、安威川環境広場整備事業が茨木市域で行われている。また、洪水時には一時水を貯留して下流の流量負担を軽減するとともに、平時には運動広場等に活用する、治水緑地の整備が寝屋川市太秦桜ヶ丘地区で進められている。

大阪市東淀川区大桐地区では、中島用水路跡に緑豊かな遊歩道沿いに人工の小川を設け、水の流れる遊歩道として懐しいせせらぎが復活した。

また、豊中市では豊能南部排水路を暗渠化し、その上部空間上に、水路、緑道を整備するとともに、螢が舞い飛ぶ自然を甦えらせようと、親水水路の整備が昭和58年度から進められている。堺市津久野下水処理場においては、全国で初めてのケースとして、下水3次処理水を利用して、ゲンジボタルを人工飼育し、昭和60年6月には2,000匹が羽化し、大仙公園で行われたホテル観賞会には9万5千人の市民が参加した。

人工ダムの水辺環境等の利用として、金剛生駒国定公園内に位置する滝畑ダムの自然環境を、都市生活にゆとりとうるおいを与える府民共有の貴重な財産として保全し、府民が安心して憩える場所にしようと、滝畑ダム周辺に緑の公園、運動広場、展望台、遊歩道等を整備する事業が進められている。

ため池の利水・治水機能を生かしながら豊かな緑と水辺を備えた快適な環境として整備しようと、堺市では、菰池地区でため池のヘドロ処理、護岸改修、運動公園、遊歩道などの周辺整備が昭和60年度から行われるが、同様の整備事業は、昭和58年、59年には茨木市の松沢池で実施され、昭和60年度からは太子町の宗門池でも行われる。

海辺も水とのふれあいの場としてうおいを与えてくれる。阪南町、岬町の淡輪箱作海岸では、人工の海水浴場、磯辺を整備し、ヨットハーバー、海浜緑地と一体となったシーサイドレクリエーション基地にしようと、昭和47年以来整備事業が進められている。

また、自然の状態がよく維持されている海岸は、大阪府自然海浜保全条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づき岬町の長松・小島の両海岸を昭和58年に指定し、保全管理に努めている。

港湾の中に緑地等のオープンスペースを確保するなど、府民に親しまれる港づくりが、泉北北港、阪南港において進められている。



大津川の清掃（泉大津市・忠岡町）



堺ホタルまつり（ホタルの乱舞）（堺市）

2 歴史的文化的雰囲気の中で

国際化、情報化した現代に生活する我々にとって、その帰属する地域に古くから受け継がれ、育まれてきた独特の歴史、文化、伝統は、自己のアイデンティティの確立にもつながる要素として重要である。

また、各地域が有する歴史的遺産や独自の文化的香りは、その地域に住む人々に魅力と愛着を感じさせるとともに、訪ずれる人々にとっても魅力のあるものである。

しかし、高度経済成長期には経済偏重主義から独自の文化を疎んじる傾向がみられ、それが画一的、没個性的なまちづくりとなって現われた。

大阪は、古くから発展してきたところであり、誇るべき文化遺産が極めて多く、また、庶民の文化が育ってきたところである。今後は、こうした伝統を踏まえ歴史的遺産や文化をもとに、個性的で歴史が息づき、文化の再生産による新しい文化が醸成されるまちづくり、環境づくりを推進していかなければならない。

大阪市東区の釣鐘町では、その町名の由来となった大阪町中時報鐘が明治以来地元を離れ、大正末から府庁屋上に保管されていたが、昭和 60 年 6 月 10 日の時の記念日に里帰りし、新しく建築された鐘楼に収められ、住民に大いに喜ばれた。

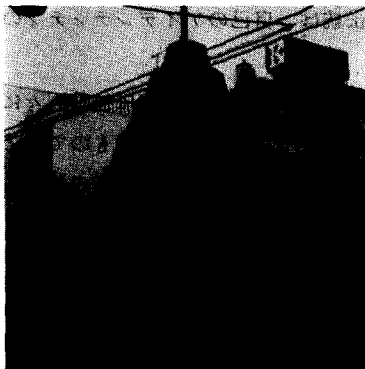
千早赤阪村では、楠木正成の生誕地にちなんで昭和 59 年度に、楠公史跡公園整備計画を策定し、また、地域に継承されてきた歴史資料や遺品等を展示するための歴史民俗資料館を昭和 59 年度、60 年度において整備している。

難波の宮に示されるように、京都や奈良より古い歴史を持つ大阪を多くの人々に再発見してもらおうと、大阪市では史跡と史跡を結ぶ歴史の散歩道の整備を進めているが、その一環として大阪と京都を結んでいた京街道の一部（今市交差点から南へ 1Km の間）を昭和 59 年度に整備した。同区間では、みかげ石の道標や青銅製のシンボルパネルが設置されている。また、府下市町村においても史跡めぐりのルートや、史跡説明板の整備が進められている。まず大阪府南部地域（5 市 4 町 1 村）では「河内ふるさとのみち」が、河内長野市では「河内長野自然歩道（テクルート）」の整備が進められている。また藤井寺市、吹田市などでは工夫をこらした史跡説明板の設置が進められている。

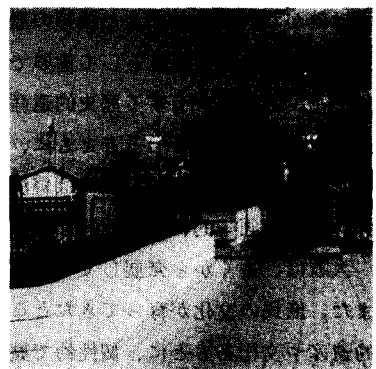
府では、府民参加による新しい時代に対応した大阪文化の創造を目的として、府民各界各層からの意見、提言を求める場として文化フォーラムを開催するとともに、府民が文化について自由に語りあう場として文化サロンを毎年開設している。

また、府民が文楽、能楽、バレエ、落語など優れた舞台芸術を気軽に観賞するとともに、府下の芸術団体の自由な活動の促進を目的に、大阪府民劇場が開催されている。

大阪市では、古い歴史を有し市民の関心も深い橋について、その架換え時などに合わせて歴史的な特色をデザイン等に取り入れ、歴史の橋の整備を行っている。そ



時報鐘の里帰り（大阪市）



歴史の橋の整備（橋原橋）（大阪市）

の手初めとして、楯原橋、緑橋について、当該地域が百済文化の伝来の地という歴史を生かし、百済瓦の文様を高欄のデザインに使用するなど、地域の歴史性を目に見える形に表わして整備が行われた。

3 魅力ある都市空間を目指して

今日の都市環境は、多くの府民が毎日を通ぐす場である。しかし、従来においては、経済効率、機能を中心に考えたまちづくりが進められてきたことから、ゆとりの乏しいまちなみ、画一的で個性のないまちが形成されてきた。

これからは、先に述べた緑、水、歴史、文化といった要素を有効に活かした、大阪らしさとゆとりを持った文化景観都市を目指し、魅力ある都市景観を創造していかなければならない。

また、そこに生活する人々が、集い、交流できるまちとして、憩いとふれあいのある空間を創出していかなければならない。

(1) 魅力ある都市景観の創造

街の美観上の阻害要因として、電柱や建物の外壁などのいたるところに乱掲出される不法広告物、道路に散乱するゴミは、解消しなければならないものである。

府では、各土木事務所が毎月2回程度、違法屋外広告物の除去を行い、昭和59年度においては、13,000件の撤去を行った。また、ゴミ問題の解決には、地域住民の理解と協力が欠かせないことから、豊中市、吹田市、寝屋川市、大東市、四条畷市、高石市などにおいては、市民や事業者の主体的な取り組みを得て、美化運動が展開されている。

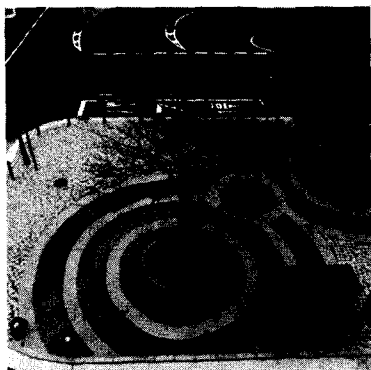
道路上の電柱や信号柱、照明灯は、街の美観を損ねる原因となることから、大阪市の周防町においては、ミニ共同溝を設置し、電柱を一掃するとともに、ニューメディア時代の到来にも対応できるよう光ファイバーケーブルを収容するスペースも確保している。電柱の埋設化は、上町筋の府庁前でも実施され、妨げられることなくこずえの間から大阪城が見えるようになった。

堺市では、旧堺駅前の交通広場の整備に当たって、新堺総合計画において都心地区に位置づけられる当広場を、デザインポリシーを海、歴史において、歩道、

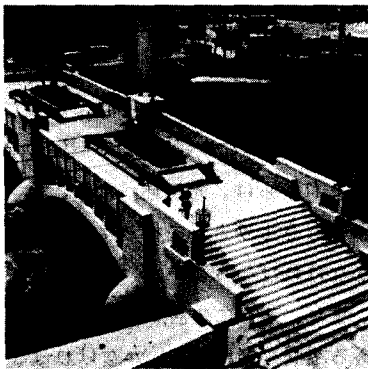


豊中市町を美しくする運動（豊中市）

照明灯のデザインに工夫をこらし、またアイポイントとしてモニュメントも設置するなど、将来の都市景観に調和するよう配慮して整備している。



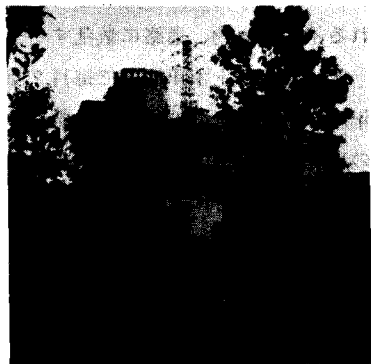
旧堺駅前交通広場の整備（堺市）



橋上ギャラリー錦橋（大阪市）

(2) 憩いとふれあいのある空間の創出

水都のシンボル、橋のリフレッシュ作戦の一環として、大阪市では土佐堀川可動堰を錦橋として改装し、橋上に錦絵を飾るなどユニークな橋りょうギャラリーとして整備し、近くのオフィスのサラリーマンやOLの水上広場として親しまれている。また、中之島にかかる難波橋（ライオン橋）には、40年ぶりに5灯式橋上灯が復元され、市民の中之島のそぞろ歩きに風情をそえている。



ポケットパークの整備（北河内府民センター）
（枚方市）

府では、児童が自然の中でいきいき遊べる場として、また、母親、老人、青年等の地域活動の拠点として、広場を整備する市町村に対し助成を行っているが、昭和59年度には、吹田市で、朝日が丘どろんこふれあい広場が整備された。

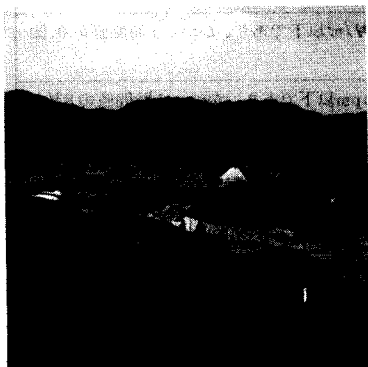
既成市街地にある公共建築物等のオープンスペースを有効に活用し、府民に身近な憩いの場をつくり出すため、北河内府民センターでは、駐車場の一角にポケットパークが整備された。

また、青少年が日常の学校生活や家庭生活では体験できない集団生活や野外活動を経験し、自然に親しみながら、協同、友愛などの尊さを学び健康で豊かな人間

性を育てる場として、府立少年自然の家が昭和 60 年 6 月に、貝塚市にオープンした。同施設では、緑豊かな自然の場が確保できるよう配慮しながら、つどいの広場、キャンプ場等を整備している。

商店街、小売市場を単に買物の場としてではなく、地域の人々が魅力を感じ楽しく集える場となるよう、地域性を取り入れた街なみ整備やコミュニティ施設の設置及び祭りなど文化的催事の助成を府と市町村で行う商業環境整備モデル事業が、昭和 59 年度から新たにスタートした。同年度には、5カ所の商店街・小売市場（大阪市内……2カ所、高槻市、東大阪市、和泉市……各1カ所）がモデル指定され、事業に着手した（昭和 61 年まで、毎年 5カ所が指定される予定）。

地域の特性を生かした快適な環境づくり推進の計画策定のモデル事業として、快適環境整備計画（アメニティタウン計画）が、昭和 59 年度から国において実施された。これは、市町村が快適環境づくりを総合的、計画的に進めていくのに対し、国が全国で 20 地域を毎年指定（実施期間、昭和 59 年度から 3 カ年の予定）して、計画策定等について助成指導するもので、府域では、昭和 59 年度に大阪市が指定され、水、緑、史跡を生かしたうるおいと安らぎのある空間づくりについて、計画策定作業が進められた。また、昭和 60 年度においては、美原町が指定され、うるおいとやすらぎのある街づくりについて、河内ふるさとの道、ため池公園、町民の美化運動などを生かしての計画づくりを進めている。この中で、行政と町民の創意工夫統合しながら、また、関連諸施策の実効ある推進方策について研究される予定である。



府立少年自然の家（貝塚市）